

平成26年第1回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成26年 3月 5日

閉 会 平成26年 3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（3月10日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	山谷美代子君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
教 育 課 長	坂本勝教君
産 業 振 興 課 長	坂本勲君
建 設 課 長	柿崎真人君
農業委員会事務局長	大川誠治君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番	坂 本 豊 君
5 番	久 慈 省 悟 君

議事日程（第1号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第10号 平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案
- 第 3 議案第11号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第 4 議案第12号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第 5 議案第13号 平成26年度蓬田村一般会計予算案
- 第 6 議案第14号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 7 議案第15号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 8 議案第16号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 9 議案第17号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第10 議案第18号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第11 議案第19号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第12 議案第20号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
- 第13 議案の上程
- 第14 議案第22号 村有財産の処分変更の件
- 第15 発議案第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）
- 第16 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時44分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第1、諸般の報告を行います。

陳情第2号、垂直離着陸機MV22オスプレイの配備撤回、低空飛行禁止を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第10号 平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）
案

○議長（木村 修君） 日程第2、議案第10号平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第10号、平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）。

平成25年度蓬田村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,479万5,000円を追加し、歳入歳出予算現額の総額を歳入歳出それぞれ24億5,006万7,000円とする。

まず、歳入でありますけれども、7ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税、右のほうですね、普通交付税2億1,245万5,000円を追加してございます。

次に、13款国庫支出金のうち4目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金として3,822万円。5目総務費国庫補助金、右端ですが、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金1,957万2,000円を計上してございます。

次に、8ページをごらんいただきます。

17款繰入金3目公共用施設整備基金繰入金については、右端でございますが、3,190万円の減額となっております。

次に、歳出であります、10ページをごらんいただきます。

2款総務費4目財産管理費、需用費の光熱水費38万5,000円ですが、このうち電気料37万1,000円が含まれてございます。同じく15節工事請負費、地域公共ネットワーク等強じん化事業工事費として3,914万5,000円を計上してございます。これは防災情報ステーション等を整備する事業でございます。

次に、14目公共用施設整備基金費、蓬田村公共用施設整備基金の積立金として1億7,910万円を計上してございます。

総務課関係は、以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 健康福祉課の主な歳出部分についてご説明いたします。12ページをお開きください。

上段の3款1項5目の社会福祉施設費18節ですが、障害者福祉サービス支給決定の請求書審査集計のシステムの購入費として31万5,000円計上しています。同じく20節の自立支援給付費200万ですが、主に更生医療等の増加による計上でございます。

次に、その下の3款2項4目の19節の措置費負担金901万8,000円ですが、これは入院児の増加による計上であります。

次に、その下の4款1項9目のふれあいセンター費19節の蓬田村ふれあいセンター燃料費等助成金370万ですが、これは主に燃料費等の高騰を助成するために計上するものであります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大川誠治君） 農業委員会については、歳入の雑入、農業者年金業務委託金等の額の確定により、歳出、需用費、消耗品費等の額を調整したものであります。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 産業振興課の主な歳出をご説明いたします。13ページお開き願います。

下段の6の2、1目林業総務費の19節負担金補助及び交付金293万3,000円、これは郷沢と高根、それぞれの分収間伐として交付いたします。

続きまして、14ページお開き願います。中ほどの6-3水産業費の19節負担金補助及び交付金1,800万円、産地水産業強化支援事業費交付金、これはかご洗浄機30台を購入します。国2分の1、事業主体、漁協になりますが、2分の1で予算計上しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係の主なものについてご説明させていただきます。

13ページ、同じく13ページお開き願います。中ほどの農地費の19節の県営農業基盤整備促進事業負担金ですが、これは不足が生じたため今回150万円を計上させていただきました。

15ページをお開き願います。下段、住宅管理費の19節の住宅リフォーム補助金80万円を減額しておりますが、これはリフォームの実績がなかったため減額するものであります。また、その下、その下の公営住宅建設費につきましては、工事の完了に伴い1,966万1,000円を減額しております。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 17ページをお開き願います。教育費、小学校費、その下、中学校費にテレビの受信料8,000円、8,000円っております。これは避難所になっているのでテレビを設置、配置したのですけれども、学校の教室のテレビは教育テレビということで免除になるのですが、職員室とかにあるテレビは受信料払ってくださいということで調査員が入ったそうです。それで新たに今受信料を予算化したということです。

それから、一番下の工事請負費、ふるさと総合センター費ですけれども、自動火災報知設備のふぐあいを修理するものでございます。18万5,000円。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 14ページお願いします。農林水産業費の中の1目水産業費、今回1,800万のかご洗浄機の補助金というふうなことでありましたけれども、財源を見ますと国からのものが全額というようになっているのですけれども、地元の負担金というのは全く出さなくていいというふうなことでしょうか。お願いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 現在のところ、漁協のほうからの要望がありまして自分たちで賄えるということで1,800万円、自前、自前というところとちょっと失礼なんです、それでその後村からの要望に対してはありませんでしたので、こういう形で今回は2分の1・2分の1で計上してございます。以上です。

○議長（木村 修君） 2番藤田修一君。

- 2番(藤田修一君) こういう補助事業の場合ですね、大抵地元の自治体で負担する額というのが普通なんですけれども、今回そうすれば漁協のほうで地元の自治体の負担は要らないというふうなことがあってつけなかったというふうに解釈してよろしいですか。
- 議長(木村 修君) 産業振興課長。
- 産業振興課長(坂本 勲君) 緊急性がありまして、若干お話は出たのですが、今回は特に要望いたしませんということで次長と私、私ではちょっと失礼ですが、一応そういう話で進めてまいりました。以上です。
- 議長(木村 修君) 5番久慈省悟君。
- 5番(久慈省悟君) 15ページお願いします。土木費の19節住宅リフォームの補助金についてお伺いしますけれども、リフォームの補助金、これ宮本団地のことだと思わすけれども、違うのですか。どこの場所なのかちょっと、そしてもう執行されてはいないのですか、これは。ちょっとその辺ちょっと、もう少し詳しくお願いいたします。
- 議長(木村 修君) 建設課長。
- 建設課長(柿崎真人君) この住宅リフォームに関しましてはですね、夏ほどに広報で募集しました。一般の方々が自分の家をリフォームする場合、県の要項に従って20万円を限度といたしまして補助するという事業でございました。それが募集期間、11月末までだったんですけれどもなかったんで、今回減額させてもらいました。これは県の10割の補助事業でございます。10割の補助事業でございます。以上です。
- 議長(木村 修君) ほかに質疑ありませんか。7番山舘清剛君。
- 7番(山舘清剛君) 17ページ、ふるさと総合センターに関連してお尋ねしますけれども、先日ふるさと総合センターで村の芸能発表会があったということでございました。その際、教育課長は名司会者を演じまして、非常に有意義な一日であったわけですがけれども、うちほうの村長も歌いましたけれども、カラオケセットが非常に古くなっているということが課長から、司会者のほうからありまして、その辺の買いかえとか、やはりもう古くなってるものは順次更新していかなきゃならないんじゃないかと思わすけれども、あのセットではまだ使えるものかどうか、課長のほうから答弁願います。
- 議長(木村 修君) 教育課長。
- 教育課長(坂本勝教君) あのカラオケのセット、本当は社会福祉協議会の持ち物で、ふるさと総合センターにはカラオケの機械がないのが実情です。温泉にはカラオケの機

械があるのですけれども、それで社会福祉協議会があそこにとりあえず置いて使っているという状況です。それでああいう機械なものですから、要望はかなりあります。新しいカラオケの機械買うことできないのかという相談はありますけれども、社会福祉協議会との兼ね合いもありますから、ちょっと控えてはいたのですけれども、答弁になりますでしょうか。

○議長（木村 修君） 7番山館清剛君。

○7番（山館清剛君） 機具そのものが社会福祉課のものだということで、今のふるさと総合センターにはセットされてないということでございますけれども、村長に伺います。やはりこれからも近隣町村との交遊、非常に村民も喜んでおる芸能大会であります。したがって、やはりふるさと総合センターにはそういうふうな機具、施設はやっぱり必要だと思いますけれども。

それから、もう一つですね、注目あるのですよ。踊りの際に舞台にですね、やはりサーチライトか何か下から照らし、やっぱりもう少し華やかに大会を盛り上げていけるような装置をしていただきたいと。村長の答弁、お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も振られるとは思わなかったんですが、私もカラオケは大好きでして、若いときから歌っていましたので、あの機械ではちょっと歌いづらいというのはもうわかっています。今、教育課長のほうから答弁いただいたように村のものでないということから、その背景も含めて一応考えなきゃいけないだろうと。

買うとなれば、やっぱり社会福祉協議会が買ったほうがいいのか、村が、あるいはふるさと総合センターに設置したほうがいいのか、ここは協議しなきゃいけないだろうと思います。

ヘッドライト等の明かりについては、以前あったように私は思っているのですが、その辺所在を確認して、使えないものであれば使えるようにしたいと、買う、まあ補充するという事も考えられると思います。

以上、ちょっと調査不足で申しわけありませんが、調べて対応したいと思います。以上でございます。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。(「議長、ちょっと休憩お願いします」の声あり)

暫時休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 4分 再開

○議長(木村 修君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3 議案案11号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)案

○議長(木村 修君) 日程第3、議案第11号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) 議案第11号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万2,000円を追加し、総額をそれぞれ5億77万2,000円といたします。

5ページをお開き願います。歳入です。

3款1項1目療養給付費等負担金を4,789万4,000円減額いたしました。これは1月の変更によって減額されたためです。そこで、9款1項1目、そこに5節財源補てん繰入金として4,134万1,000円を追加しております。また、9款の2項1目財政調整基金繰入金として849万9,000円を追加いたしました。

6ページをお開き願います。歳出です。

歳出につきましては、1款総務費1項1目一般管理費110万2,000円を追加しておりま

す。法改正によりましてシステム改修業務の委託料などがございます。

それと、2 款保険給付費 2 項 1 目一般被保険者高額医療費100万円を追加いたします。これは入院がふえまして1 カ月平均約250万円以上かかっております。2 月現在でこれは1 カ月250万円以上かかっているということで、入院がふえて自己負担が村に来ております。それで昨年よりも400万円ぐらい上がっていると状態です。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案

○議長（木村 修君） 日程第4、議案第12号平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 議案第12号、平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,193万円を追加し、総額をそれぞれ4億2,735万4,000円といたします。

5ページをお開き願います。歳入の補正額でございます。

1 款保険料が206万4,000円、3 款国庫支出金1 項・2 項合計いたしまして333万3,000円です。そして4 款支払基金交付金、これが339万円。5 款県支出金141万2,000円。

6ページお開き願います。6ページの6 款繰入金173万1,000円を追加いたしました。

詳細は右説明欄のとなりです。

続きまして、7ページお開き願います。歳出でございます。

1 款の総務費12項総務管理費の1 目補正額は63万円、これはシステム改修委託料です。

2 款保険給付費1 目の居宅介護サービス給付費1,000万円追加しました。これは3月分まで見込んで1,000万円を補正しております。7 目居宅介護サービス計画給付費80万円の追加をいたしました。どちらも利用者、そして利用料の増加がとまらないで上昇しております。そして、また2 款の下ですね、2 項1 目特定入所者介護サービスを50万円追加してございます。これは生活保護を受けられている方とか、あと介護度が上がりまして負担金に制限をかけられている方が増加していることが主な理由となっております。所得が低い要介護者様が施設サービスなどを利用された場合にかかわる食事、そして居住費ですね、その負担を軽くするために支援する介護給付となっております。以上でございます。よろしく願います。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第13号 平成26年度蓬田村一般会計予算案

日程第 6 議案第14号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第 7 議案第15号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第 8 議案第16号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第 9 議案第17号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第10 議案第18号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第11 議案第19号 平成26年度蓬田村高齢者医療特別会計予算案

○議長（木村 修君） 次に、日程第5、議案第13号平成26年度蓬田村一般会計予算案から日程第11、議案第19号平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの7案を一括議題といたします。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。委員長。

○予算特別委員長（藤田修一君） おはようございます。

予算特別委員会の審査の結果について報告いたします。

去る3月5日、平成26年第1回定例会の初日に予算特別委員会に付託された議案第13号から議案第19号までの平成26年度各会計予算7案について、3月5日及び6日の2日間にわたり慎重に審査を行いました。

その結果、平成26年度蓬田村一般会計予算ほか6案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（木村 修君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、終わります。

これより議案第13号平成26年度蓬田村一般会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されまし

た。

次に、議案第15号平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成26年度蓬田村高齢者医療特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第20号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めることについて

○議長(木村 修君) 日程第12、議案第20号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長(久慈修一君) おはようございます。

議案第20号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任つきご説明を申し上げます。

蓬田村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元584番地、佐井勝治、昭和18年11月16日生まれでございます。何とぞよろしく願いいたします。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案の上程

○議長(木村 修君) 日程第13、議案の上程。今定例会に追加提出されました議案1件

について上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 今、議長のほうからありましたように追加提案をする必要が生じたので、追加させていただきます。

提案するものは議案第22号、村有財産の処分変更の件でございます。

この議案は宅地分譲地の追加処分のため地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

以上、提案しました議案の細部につきましては、私及び関係課長からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

日程第14 議案第22号 村有財産の処分変更の件

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第22号村有財産の処分変更の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第22号、村有財産の処分変更の件。

平成13年9月7日議決のグリーンタウンよもぎた宅地分譲地の処分について、次のとおり追加したいので議会の議決を求めます。

次のページお願いいたします。

処分する村有財産については、所在地蓬田村大字阿弥陀川字汐干160番地4、面積が309.23平米でございます。処分相手方ではありますが、田中 清さん、住所が蓬田村大字郷沢字浜田141番地18、処分価格505万1,272円でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第1号 特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書(案)

○議長(木村 修君) 日程第15、発議案第1号特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者の坂本 豊君より説明を求めます。坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) それでは、特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書(案)についてご説明申し上げます。

さきの第185回臨時国会において、特定秘密の保護に関する法律が可決・成立いたしました。日本国憲法が保障している基本的人権を脅かす重要な法律を、わずか1カ月余りで十分な審議の時間を保証しないまま、多くの国民が反対している声を無視し、民主主義のルールもかなぐり捨てて強行したことは許されることではありません。

同法は特定の情報を政府が恣意的に秘密指定し、国民には何が秘密なのか明らかにせず、その情報を入手したり報道すれば処罰され、公務員や民間人が軍事、外交などの情報を漏らすと罰せられるなど国民の知る権利が大幅に制限されます。それゆえにマスコミ、演劇界、芸術家、法曹界、宗教界、学者・文化人などから反対を危惧する声が澎湃としてわき起こりました。

国民が不安に思っていることは、外部からのチェック機能が極めて不十分なことです。安倍総理は秘密指定などの妥協性をチェックする保全監視委員会を12月に設置、秘密指定・解除の統一基準を策定する情報保全諮問会議1月に設置しました。いずれも政府内に置かれ、保全監視委員会は各省庁の事務次官級で構成されます。情報保全諮問会議は会議事録も非公開です。これでは第三によるチェック機能を果たせず、透明性の確保もできないことは明らかです。

加えて、秘密の指定期間が60年間、情報の重要性によっては例外が設けられるなど国民には半永久的に秘密にされることとなります。青森県には三沢米軍基地や原子力関連施設が多く、重要な情報が秘密指定される可能性があり、透明性が求められています。

同法が、知る権利、表現の自由、取材の自由を制限することから法案成立後も全国各

地で同法案廃止を求める運動が展開されています。世論調査でも、特定秘密保護法反対60.3%（12月10日共同通信）、特定秘密保護法廃止・修正が74.8%（1月28日朝日新聞）となっています。

よって、国会・政府におかれては、日本国憲法が保障する国民の知る権利、表現の自由を守る立場から特定秘密の保護に関する法律を撤廃されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

何とぞ慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（木村 修君） 起立3名で過半数に達していません。

念のため、本案に反対の諸君の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（木村 修君） 地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

発議案第1号、特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書（案）については、議長は可決すべきものと採決いたします。

日程第16 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項の付託の件

○議長（木村 修君） 日程第16、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いします。

○村長（久慈修一君） 平成26年第1回蓬田村議会定例会の閉会に当たり、提案いたしました議案を全て可決いただきまして本当にありがとうございました。

平成26年度は審議の中にもございましたように課題とする事業がたくさんございます。今後とも皆様方にご協議あるいはご協力をお願いすることがたくさんあるかと思えます。何とぞご協力のほどをお願いしたいと思います。

ことしの春はまだ遠いようでございますが、雪も少なくなりまして除雪費のほうも大分楽な状態になりました。議員各位におかれましては、今後忙しくなると思いますが、ご健康には留意されまして、今後ご活躍くださることを祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、平成26年第1回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時31分 閉会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員